

仕 様 書

第1条 適用

この仕様書は、鳴門市企業局水道事業課発注の「鳴門複合産業団地配水池流量計更新」に適用する。

第2条 概要

本案件は、鳴門複合産業団地配水池にある流量計の機器更新を行い、当該機器の機能維持を図るために行うものである。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1) 納入場所 | 鳴門市瀬戸町明神 |
| | 施設名 鳴門複合産業団地配水池 |
| 2) 納入期間（期限） | 契約締結の翌日 ～ 令和6年3月25日 |
| 3) 納入機器 | 超音波式流量計 1式 |
| | 機器の納入及び取付、動作試験、既存機器の撤去・運搬を含む |

第3条 納入機器の仕様と数量

- | | |
|------------|----|
| 1) 超音波式流量計 | 1台 |
|------------|----|

① 共通項目

- | | |
|-----------|---|
| ア) 測定流体 | 液体（上水） |
| イ) 接地 | D種接地（100Ω以下） |
| ウ) アレスタ | 標準装備 |
| エ) 出力信号 | 4～20mA DC |
| オ) 測定精度 | 測定スパンの±2.0%以内 |
| カ) 測定範囲 | 0.0m ³ /hから50.0m ³ /h |
| キ) ダンピング | 0～100秒（0.1秒毎での設定） |
| ク) アラーム機能 | ハードウェア異常時にアラーム表示及び接点出力 |

② 検出器

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ア) 動作可能周囲温度 | －20～60℃ |
| イ) 防塵防水機能 | IP68（防塵構造、5日間の冠水に耐えられる構造） |
| ウ) 設置方法 | 配水配管固定、ステンレスベルトによる固定 |
| エ) 測定可能配管径 | φ50～φ600 |

③ 変換器

- | | |
|-------------|------------------|
| ア) 動作可能周囲温度 | －20～55℃ |
| イ) 防塵防水機能 | IP66以上 |
| ウ) 設置方法 | 屋外配水池計装盤内への壁掛け固定 |
| エ) 供給電源 | 100～240V AC 60Hz |
| オ) 表示言語 | 日本語 |

- | | |
|-----------|------------------------------|
| カ) 停電復帰 | 自動復帰、不揮発性メモリによるバックアップ機能を標準装備 |
| キ) アラーム機能 | ハードウェア異常時にアラーム表示及び接点出力 |
| ク) 防塵防水機能 | I P 6 6 以上 |
- 2) 専用信号ケーブル (端子付き、2 0 m) 1 本
- 3) アイソレータ 1 台
- ① 入力信号 4 ～ 2 0 m A D C
- ② 出力信号 2 出力 出力 1 : 1 ～ 5 V D C、出力 2 : 4 ～ 2 0 m A D C

第4条 納入の方法等

- 1) 当該案件の納入物品は新品であり、国内メーカーの現行機種であることとする。
- 2) 第2条 1) に記載の場所へ納入及び設置するものとする。
- 3) 納入場所は普段施錠しているため、納入(作業)日時を事前連絡の上で、当日浄水場にて鍵を借用することとする。
- 4) 既存流量計(ケーブル、付帯設備を含む)の取り外し、納入機器の取り付け、ケーブル敷設替え、制御盤内機器の撤去、設置、配線、各種設定を行うものとし、最終的に流量計の正常な動作を確認することとする。
- 5) 取付金具類などは納入機器に含むものとし、その材質はS U S製とする。
- 6) ケーブルを束ねる結束バンド等の消耗品類は、納入者の負担とする。
- 7) 納入場所までの交通、運搬等に係る費用は、すべて納入者の負担とする。
- 8) 動作確認の段階で鳴門市企業局水道事業課職員の立ち会い確認を要するものとする。

第5条 関係法規等の遵守および注意事項

- 1) 納入者は、本案件の納入・設置等にあたり、契約書、本仕様書及び労働安全衛生法等関係法令を遵守するとともに労働災害および公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めることとする。
- 2) 納入者は、事前に作業内容や作業手順について鳴門市企業局水道事業課職員と協議を行うこと。また、作業開始前は着手の連絡を行い、作業終了後は、終了及び作業内容についての報告を行い、次の作業予定等について協議を行うこととする。
- 3) 作業時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
- 4) 納入者は、本案件に係る納入・設置等にもなう作業を行う場合、作業範囲内における火気取締り、作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずることとする。作業中、誤って他の工作物等を損傷させた場合は、鳴門市企業局水道事業課職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。
- 5) 納入者は、本案件の納入の際に必要な資材、工具、消耗品、測定器具等は、すべて納入者にて準備しなければならない。
- 6) 納入者は、機器の撤去・設置の際に運転中である流量計の指示値が異常となる時間を極力短縮するように努めなければならない。

- 7) 納入者は、納入状況写真を撮影、整理し、鳴門市企業局水道事業課職員の確認を受けることとする。写真はカラーとし、部材検収、作業の着手前、作業中、完成の状態については同一箇所より同一方向に撮影するものとする。
- 8) 納入機器の梱包材や段ボール及び納入・設置に際し発生した廃棄物等は、納入者が引き取り適切に処分することとする。
- 9) 納入機器の取り扱い説明書については、鳴門市企業局水道事業課職員へ提出するものとする。
- 10) 納入機器付属品のうち使用しなかった部材及び既設取り外し機器については、別の配水池等において流用移転（本契約には含まず）する可能性もあることから、乱暴な取り扱い等をせずに丁寧に扱うこととする。
- 11) 納入機器付属品のうち使用しなかった部材及び既設取り外し機器については、鳴門市企業局水道事業課職員の別途指示する場所まで運搬し保管するものとする。別途指示する場所とは、鳴門市管理用地のうち屋内保管が可能な建物内である。

第6条 提出書類

- | | |
|---|----|
| 1) 作業に従事する者の健康診断（6ヶ月以内の検便）結果 | 1部 |
| 2) 完成ドキュメント
（計装回路図などの図面関係資料 電子データ及びA3用紙） | 1式 |
| 3) 写真台帳 | 1部 |
| 4) 請求書 | 1部 |
| 5) その他、監督員が必要と定める書類 | 1式 |

第7条 その他

- 1) 受注者は、監督員の指示に従い、相互に協調し円滑に遂行するものとする。
- 2) その他、疑義が生じた場合は、発注者、納入者両者協議により対処するものとする。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うものとする。
- 3) 本仕様書は作業の概要を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、発注者が現場等の状況に応じて美観上、または施設管理上必要と認めた作業については、納入者は契約金額の範囲内で実施することとする。
- 4) 水道水の汚染を防止することを目的として、当該設置作業等に従事する者は、水道法第21条、水道法施行規則第16条第1項に従って、あらかじめ健康診断（検便）を行いその結果を監督員に提出することとする。